

# 40歳～75歳未満の 港区国民健康保険に加入されている人へ

## 特定健康診査の受診期限は 11月30日(土)です!

この色の  
封筒が目印です



### 特定健康診査とは…

- 生活習慣病の予防・改善を目的とした健康診査です。
- 4月1日現在、港区の国保に加入し、受診日まで引き続き国保に加入している、40歳～75歳未満の人が対象です。
- 対象者には6月下旬に受診券をご自宅へ郵送しています。健診を受診するには被保険者証と受診券が必要です。
- 健診後、生活習慣病のリスクの高い人には特定保健指導を行います。

健診期間 7月 1日(月)から

11月30日(土)まで (休診日を除く)

健診場所 区内指定医療機関

※健診終了間際は医療機関の予約が取りにくくなります。早めの受診をお勧めします。生活習慣病の多くは自覚症状がありません。健診を受けて病気が発見されることも少なくありません。

## 無料!



### 特定保健指導を実施します!

- 特定健康診査の結果に基づいて行われる保健指導です。
- メタボリックシンドロームのリスクに応じて保健指導を行い、生活習慣改善を支援していきます。
- 特定保健指導の対象者には、健診受診3か月後、申込み案内と利用券をお送りします。案内が送られて来た人はメタボ改善にぜひ、この機会をご利用ください!!

## 無料!

11月から随時スタート  
します。



#### <問い合わせ先>

- 特定健康診査・特定保健指導の内容や申し込み等について  
みなと保健所 健康推進課 健康づくり係  
☎6400-0083
- 特定健康診査・特定保健指導の制度について  
港区役所 国保年金課 事業係  
☎3578-2637

※特定健康診査・特定保健指導は「高齢者の医療の確保に関する法律」で医療保険者が実施することが義務付けられています。

港区国民健康保険以外の保険に加入している人は、加入している医療保険者(保険証の発行機関)へお問い合わせください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をした方は、特定健診の結果をマイナポータルから閲覧することができます。ご自身の健康管理のため、積極的にマイナ保険証をご利用ください。

